

管 轄 区 域－30. 7. 1
面 積－29.10. 1
世帯数・人口－30. 1. 1
人 口 密 度－30. 1. 1
市 町 村 数－30. 4. 1

(2) 管 区 表

税 務 署 名		所 在 地	管 轄 区 域	面 積	世帯数	人 口	1km ² 当たり 人口密度	市 町 村 数			署 名
								市	町	村	
千 葉 県	1 千 葉 東	千葉市中央区祐光 1 丁目 1 番 1 号	中央区（千葉南税務署管内の地域を除く。） 、 花見川区（千葉西税務署管内の地域を除く。） 、 稲毛区（千葉西税務署管内の地域を除く。） 、 若葉区、美浜区（千葉西税務署管内の地域を除く。）	123. 3	217	474	3, 848	1	-	-	東
	2 千 葉 南	千葉市中央区蘇我 5 丁目 9 番 1 号	中央区のうち赤井町、今井 1 ～ 3 丁目、今井町、鵜の森町、大森町、生実町、川崎町、川戸町、塩田町、白旗 1 ～ 3 丁目、蘇我 1 ～ 5 丁目、蘇我町 2 丁目、大巖寺町、新浜町、仁戸名町、花輪町、浜野町、星久喜町、松ヶ丘町、南生実町、南町 1 ～ 3 丁目、宮崎 1 ・ 2 丁目、宮崎町、村田町、若草 1 丁目、 緑区、市原市	464. 1	206	494	1, 063	1	-	-	南
	3 千 葉 西	千葉市花見川区武石町 1 丁目520番地	花見川区のうち朝日ヶ丘 1 ～ 5 丁目、朝日ヶ丘町、天戸町、内山町、宇那谷町、柏井町、柏井 1 ・ 4 丁目、検見川町 1 ～ 3 ・ 5 丁目、犢橋町、こてはし台 1 ～ 6 丁目、作新台 1 ～ 8 丁目、さつきが丘 1 ・ 2 丁目、三角町、大日町、武石町 1 ・ 2 丁目、千種町、長作台 1 ・ 2 丁目、長作町、浪花町、畑町、花島町、花園町、花園 1 ～ 5 丁目、花見川、幕張町 1 ～ 6 丁目、幕張本郷 1 ～ 7 丁目、瑞穂 1 ～ 3 丁目、南花園 1 ・ 2 丁目、み春野 1 ～ 3 丁目、横戸台、横戸町	124. 9	278	648	5, 190	2	-	-	西
	鉾 子 市	鉾子市栄町 2 丁目 1 番地 1 号	鉾子市、旭市、匝瑳市	316. 2	63	163	516	3	-	-	鉾 子 市
		市川市北方 1 丁目11番10号	市川市、浦安市	74. 8	315	658	8, 806	2	-	-	市 川 市
		船橋市東船橋 5 丁目 7 番 7 号	船橋市	85. 6	282	632	7, 384	1	-	-	船 橋 市
		館山市北条1164番地	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡	576. 5	53	125	216	3	1	-	館 山 市
		木更津市富士見 2 丁目 7 番18号	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	758. 2	133	326	429	4	-	-	木 更 津 市
		松戸市小根本53番地の 3	松戸市、流山市、鎌ヶ谷市	117. 8	345	783	6, 649	3	-	-	松 戸 市
		佐原市北 1 丁目 4 番地 1	香取市、香取郡	401. 3	40	109	272	1	3	-	佐 原 市
		11 茂 原 茂原市高師台 1 丁目 5 番地 1	茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡、夷隅郡	733. 1	89	219	299	3	7	1	茂 原 市
		茂原地方合同庁舎									
		12 成 田 成田市加良部 1 丁目15番地	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡	691. 7	290	715	1, 034	7	2	-	成 田 市
		13 東 金 東金市東新宿 1 丁目 1 番12号	東金市、山武市、山武郡、大網白里市	428. 7	82	205	479	3	3	-	東 金 市
		14 柏 市 柏市あけぼの 2 丁目 1 番30号	野田市、柏市、我孫子市	261. 4	300	706	2, 699	3	-	-	柏 市
	千 葉 県 計			5, 157. 6	2, 692	6, 258	1, 213	37	16	1	計
東 京 都 区 内	15 麴 町	千代田区九段南 1 丁目 1 番15号 九段第 2 合同庁舎	千代田区のうち飯田橋 1 ～ 4 丁目、一番町、内幸町 1 ・ 2 丁目、大手町 1 ・ 2 丁目、霞が関 1 ～ 3 丁目、紀尾井町、北の丸公園、九段北 1 ～ 4 丁目、九段南 1 ～ 4 丁目、皇居外苑、麴町 1 ～ 6 丁目、五番町、三番町、千代田、永田町 1 ・ 2 丁目、二番町、隼町、一ツ橋 1 丁目、日比谷公園、平河町 1 ・ 2 丁目、富士見 1 ・ 2 丁目、丸の内 1 ～ 3 丁目、有楽町 1 ・ 2 丁目、四番町、六番町	8. 2	17	32	3, 952	-	-	-	麴 町

(2) 管 区 表 (続)

税 務 署 名				所 在 地	管 轄 区 域	面 積	世帯数	人 口	1km ² 当たり 人口密度	市 町 村 数			署 名
										市	町	村	
東	16	神 田	千代田区大手町1丁目3番3号 大手町合同庁舎3号館3階・4階	千代田区（麹町税務署管内の地域を除く。）	3.5	18	29	8,327	-	-	-	神	
	17	日 本 橋	中央区日本橋堀留町2丁目6番9号	中央区（京橋税務署管内の地域を除く。）	3.2	28	47	14,693	-	-	-	日 京	
	18	京 橋	千代田区大手町1丁目3番3号 大手町合同庁舎3号館6階・7階	中央区のうち明石町、入船1～3丁目、勝どき1～6丁目、京橋1～3丁目、銀座1～8丁目、新川1・2丁目、新富1・2丁目、築地1～7丁目、月島1～4丁目、佃1～3丁目、豊海町、八丁堀1～4丁目、浜離宮庭園、晴海1～5丁目、湊1～3丁目、八重洲2丁目	7.0	59	109	15,585	-	-	-	京	
	19	芝	港区芝5丁目8番1号	港区（麻布税務署管内の地域を除く。）と東京都のうち大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村	(12.6)	(82)	(157)	(12,464)	-	2	7	芝	
	20	麻 布	港区西麻布3丁目3番5号	港区のうち赤坂1～9丁目、北青山1～3丁目、麻布十番1～4丁目、麻布台1～3丁目、麻布永坂町、西麻布1～4丁目、東麻布1～3丁目、麻布狸穴町、南青山1～7丁目、南麻布1～5丁目、元赤坂1・2丁目、元麻布1～3丁目、六本木1～7丁目	419.2	95	182	435	-	-	-	麻	
京	21	品 川	港区高輪3丁目13番22号	品川区（荏原税務署管内の地域を除く。）	17.0	138	253	14,880	-	-	-	品	
	22	四 谷	新宿区三栄町24番地	新宿区（新宿税務署管内の地域を除く。）	8.4	85	144	17,031	-	-	-	四	
	23	新 宿	新宿区西新宿2丁目7番1号 小田急第一生命ビル5階・6階・8階	新宿区のうち大久保1～3丁目、歌舞伎町1丁目（1番1号・2番～30番・サブナード1号）、歌舞伎町2丁目、上落合1～3丁目、北新宿1～4丁目、下落合1～4丁目、新宿3丁目（15番11号・12号・17番5号～17号・18番～29番・31番3号～15号・33番～38番・サブナード1号）、新宿5丁目（13番6号～14号・14番5号～11号・18番6号～17号）、新宿6・7丁目、高田馬場1～4丁目、戸塚町1丁目、戸山3丁目（18番・21番）、中井1・2丁目、中落合1～4丁目、西落合1～4丁目、西新宿1～8丁目、西早稲田1丁目、西早稲田2丁目（1番26号～28号・3番～21番）、西早稲田3丁目、百人町1～4丁目、余丁町8番4号～6号	9.8	128	200	20,425	-	-	-	新	
都 区	24	小 石 川	文京区春日1丁目4番5号	文京区（本郷税務署管内の地域を除く。）	6.2	68	125	19,991	-	-	-	小	
	25	本 郷	文京区西片2丁目16番27号	文京区のうち千駄木1～5丁目、西片1・2丁目、根津1・2丁目、本郷1～7丁目、本駒込1～6丁目、向丘1・2丁目、弥生1・2丁目、湯島1～4丁目	5.0	57	102	20,265	-	-	-	本	
	26	東 京 上 野	台東区池之端1丁目2番22号 上野合同庁舎	台東区のうち秋葉原、池之端1～4丁目、入谷1・2丁目、上野1～7丁目、上野公園、上野桜木1・2丁目、北上野1・2丁目、下谷1～3丁目、千束2丁目（33番～36番）、台東1～4丁目、日本堤2丁目（36番～39番）、根岸1～5丁目、東上野1～5丁目、松が谷3丁目（10番～23番）、松が谷4丁目、三ノ輪1・2丁目、谷中1～7丁目、竜泉1～3丁目	4.8	49	85	17,709	-	-	-	東	
内	27	浅 草	台東区蔵前2丁目8番12号	台東区（東京上野税務署管内の地域を除く。）	5.3	68	118	22,222	-	-	-	浅	
	28	本 所	墨田区業平1丁目7番2号	墨田区（向島税務署管内の地域を除く。）	6.5	78	143	21,909	-	-	-	本	
	29	向 島	墨田区東向島2丁目7番14号	墨田区のうち押上2丁目（31番～43番）、押上3丁目、京島1～3丁目、墨田1～5丁目、立花1～6丁目、堤通1・2丁目、東墨田1～3丁目、東向島1～6丁目、文花1～3丁目、八広1～6丁目	7.2	59	121	16,741	-	-	-	向	
都 区	30	江 東 西	江東区猿江2丁目16番12号	江東区（江東東税務署管内の地域を除く。）	27.2	132	268	9,841	-	-	-	西	
	31	江 東 東	江東区亀戸2丁目17番8号	江東区のうち大島1～9丁目、亀戸1～9丁目、北砂1～7丁目、新砂1～3丁目、東砂1～8丁目、南砂1～7丁目	12.9	121	243	18,766	-	-	-	東	

(2) 管 区 表 (続)

税 務 署 名		所 在 地	管 轄 区 域	面 積	世帯数	人 口	1km ² 当たり 人口密度	市 町 村 数			署 名
								市	町	村	
東 京 都 区 内	32 荏 原	品川区中延1丁目1番5号	品川区のうち荏原1～7丁目、小山1～7丁目、小山台1・2丁目、戸越1～6丁目、中延1～6丁目、西中延1～3丁目、旗の台1～6丁目、東中延1・2丁目、平塚1～3丁目、二葉1～4丁目、豊町1～6丁目	km ² 5.8	千世帯 81	千人 144	人 24,836	-	-	-	荏 原
	33 目 黒	目黒区中目黒5丁目27番16号	目黒区	14.7	149	283	19,291	-	-	-	目 黒
	34 大 森	大田区中央7丁目4番18号	大田区のうち池上1～8丁目、大森北1～6丁目、大森中1～3丁目、大森西1～7丁目、大森東1～5丁目、大森本町1・2丁目、大森南1～5丁目、北馬込1・2丁目、京浜島1～3丁目、山王1～4丁目、城南島1～7丁目、昭和島1・2丁目、中央1～8丁目、東海1～6丁目、中馬込1～3丁目、西馬込1・2丁目、東馬込1・2丁目、ふるさとの浜辺公園、平和島1～6丁目、平和の森公園、南馬込1～6丁目	19.2	132	247	12,849	-	-	-	大 森
	35 雪 谷	大田区雪谷大塚町4番12号	大田区のうち石川町1・2丁目、鶴の木1～3丁目、上池台1～5丁目、北千束1～3丁目、北嶺町、久が原1～6丁目、千鳥1～3丁目、田園調布1～5丁目、田園調布本町、田園調布南、仲池上1・2丁目、西嶺町、東嶺町、東雪谷1～5丁目、南久が原1・2丁目、南千束1～3丁目、南雪谷1～5丁目、雪谷大塚町	11.5	95	191	16,666	-	-	-	雪 谷
	36 蒲 田	大田区蒲田本町2丁目1番22号	大田区（大森税務署及び雪谷税務署管内の地域を除く。）	30.1	156	290	9,629	-	-	-	蒲 田
	37 世 田 谷	世田谷区若林4丁目22番13号 世田谷合同庁舎	世田谷区（北沢税務署及び玉川税務署管内の地域を除く。）	19.2	172	331	17,293	-	-	-	世 田 谷
	38 北 沢	世田谷区松原6丁目13番10号	世田谷区のうち赤堤1～5丁目、梅丘1～3丁目、大原1・2丁目、粕谷1～4丁目、上北沢1～5丁目、北鳥山1～9丁目、北沢1～5丁目、給田1～5丁目、経堂1～5丁目、豪徳寺1・2丁目、桜上水1～5丁目、代沢1～5丁目、代田1～6丁目、千歳台1～6丁目、八幡山1～3丁目、羽根木1・2丁目、船橋1～7丁目、松原1～6丁目、南鳥山1～6丁目、宮坂1～3丁目	19.0	179	332	17,515	-	-	-	北 沢
	39 玉 川	世田谷区玉川2丁目1番7号	世田谷区のうち宇奈根1～3丁目、大蔵1～6丁目、岡本1～3丁目、奥沢1～8丁目、尾山台1～3丁目、鎌田1～4丁目、上野毛1～4丁目、上用賀1～6丁目、砧公園、駒沢3～5丁目、駒沢公園、桜新町1・2丁目、新町1～3丁目、瀬田1～5丁目、玉川1～4丁目、玉川台1・2丁目、玉川田園調布1・2丁目、玉堤1・2丁目、等々力1～8丁目、中町1～5丁目、野毛1～3丁目、東玉川1・2丁目、深沢1～8丁目、用賀1～4丁目	19.9	124	258	12,956	-	-	-	玉 川
	40 渋 谷	渋谷区宇田川町1番10号 渋谷地方合同庁舎	渋谷区	15.1	139	230	15,200	-	-	-	渋 谷
	41 中 野	中野区中野4丁目9番15号	中野区	15.6	203	336	21,536	-	-	-	中 野
	42 杉 並	杉並区成田東4丁目15番8号	杉並区のうち阿佐谷北1～6丁目、阿佐谷南1～3丁目、和泉1～4丁目、梅里1・2丁目、永福1～4丁目、大宮1・2丁目、上高井戸1～3丁目、高円寺北1～4丁目、高円寺南1～5丁目、下高井戸1～5丁目、高井戸西1～3丁目、高井戸東1～4丁目、成田西1～4丁目、成田東1～5丁目、浜田山1～4丁目、方南1・2丁目、堀ノ内1～3丁目、松ノ木1～3丁目、和田1～3丁目	18.4	186	322	17,521	-	-	-	杉 並
	43 荻 窪	杉並区天沼3丁目19番14号	杉並区（杉並税務署管内の地域を除く。）	15.7	135	253	16,185	-	-	-	荻 窪
	44 豊 島	豊島区西池袋3丁目33番22号	豊島区	13.0	183	298	22,909	-	-	-	豊 島
	45 王 子	北区王子3丁目22番15号	北区	20.6	186	349	16,912	-	-	-	王 子

(2) 管 区 表 (続)

税 務 署 名				所 在 地				管 轄 区 域				面 積	世帯数	人 口	1km ² 当たり 人口密度	市 町 村 数			署 名
																市	町	村	
東 京 都 区 内	荒 川 板 橋 練 馬 西	46 荒 川	荒川区西日暮里6丁目7番2号	荒川区	km ²	千世帯	千人	人	10.2	107	216	21,287	-	-	-	荒			荒
		47 板 橋	板橋区大山東町35番1号	板橋区	32.2	303	574	17,817	-	-	-	板				板			板
		48 練 馬 東	練馬区旭町2丁目8番18号	練馬区（練馬西税務署管内の地域を除く。）	26.8	217	444	16,572	-	-	-	東				東			東
		49 練 馬 西	練馬区東大泉7丁目31番35号	練馬区のうち大泉町1～6丁目、大泉学園町1～9丁目、上石神井1～4丁目、上石神井南町、下石神井1～6丁目、石神井台1～8丁目、石神井町1～8丁目、関町北1～5丁目、関町東1・2丁目、関町南1～4丁目、立野町、西大泉1～6丁目、西大泉町、東大泉1～7丁目、南大泉1～6丁目	21.3	132	287	13,510	-	-	-	西				西			西
	足 立 西 新 井	50 足 立	足立区千住旭町4番21号 足立地方合同庁舎	足立区（西新井税務署管内の地域を除く。）	26.9	185	381	14,175	-	-	-	足				足			足
		51 西 新 井	足立区栗原3丁目10番16号	足立区のうち伊興1～5丁目、伊興本町1・2丁目、入谷1～9丁目、入谷町、梅島1～3丁目、梅田1～8丁目、扇1～3丁目、小台1・2丁目、興野1・2丁目、加賀1・2丁目、栗原1～4丁目、江北1～7丁目、古千谷1・2丁目、古千谷本町1～4丁目、皿沼1～3丁目、鹿浜1～8丁目、島根1～4丁目、新田1～3丁目、関原1～3丁目、椿1・2丁目、舎人1～6丁目、舎人公園、舎人町、西新井1～7丁目、西新井栄町1～3丁目、西新井本町1～5丁目、西伊興1～4丁目、西伊興町、西竹の塚1・2丁目、東伊興1～4丁目、堀之内1・2丁目、宮城1・2丁目、本木1・2丁目、本木北町、本木西町、本木東町、本木南町、谷在家1～3丁目	26.4	138	297	11,247	-	-	-	西				西			西
	葛 飾 江 戸 川 北 江 戸 川 南	52 葛 飾	葛飾区立石8丁目31番6号	葛飾区	34.8	210	451	12,955	-	-	-	葛				葛			葛
		53 江 戸 川 北	江戸川区平井1丁目16番11号	江戸川区（江戸川南税務署管内の地域を除く。）	33.0	202	439	13,310	-	-	-	北				北			北
		54 江 戸 川 南	江戸川区清新町2丁目3番13号	江戸川区のうち一之江町、宇喜田町、江戸川5・6丁目、北葛西1～5丁目、清新町1・2丁目、中葛西1～8丁目、西葛西1～8丁目、西瑞江5丁目、二之江町、春江町5丁目、東葛西1～9丁目、船堀1～7丁目、堀江町、南葛西1～7丁目、臨海町1～6丁目	16.9	117	252	14,901	-	-	-	南				南			南
	都 区 内 計				1,034.2	4,985	9,505	9,191	-	2	7	計							
多 摩 地 区	八 王 子 立 川	55 八 王 子	八王子市子安町4丁目4番9号	八王子市	186.4	259	578	3,101	1	-	-	八				八			八
		56 立 川	立川市緑町4番地の2 立川地方合同庁舎	立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市	90.1	296	647	7,182	6	-	-	立				立			立
	武 蔵 野 青 梅 府 中 町 田 日 野 東 村 山	57 武 蔵 野	武蔵野市吉祥寺本町3丁目27番1号	武蔵野市、三鷹市、小金井市	38.7	229	461	11,902	3	-	-	武				武			武
		58 青 梅	青梅市東青梅4丁目13番4号	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、西多摩郡	572.7	161	387	676	4	3	1	青				青			青
		59 武 蔵 府 中	府中市本町4丁目2番地	府中市、調布市、狛江市	57.4	277	579	10,095	3	-	-	府				府			府
		60 町 田	町田市市中町3丁目3番6号	町田市	71.6	191	434	6,067	1	-	-	町				町			町
		61 日 野	日野市万願寺6丁目36番地の2	日野市、多摩市、稲城市	66.5	193	426	6,407	3	-	-	日				日			日
		62 東 村 山	東村山市本町1丁目20番22号	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市	76.5	328	737	9,633	5	-	-	東				東			東
	多 摩 地 区 計				1,159.8	1,933	4,249	3,664	26	3	1	計							
東 京 都 計					2,194.0	6,918	13,754	6,269	26	5	8	計							

(2) 管 区 表 (続)

税 務 署 名			所 在 地	管 轄 区 域	面 積	世帯数	人 口	1km ² 当たり 人口密度	市 町 村 数			署 名
									市	町	村	
神奈川県	神奈川	63 鶴 見	横浜市鶴見区鶴見中央 4 丁目38番32号	鶴見区	33.2	136	289	8,696	-	-	-	鶴
		64 横 浜 中	横浜市中区山下町37番地 9 号 横浜地方合同庁舎	西区、中区	28.3	133	249	8,803	1	-	-	中
		65 保 土 ケ 谷	横浜市保土ヶ谷区帷子町 2 丁目64番地	保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区	71.8	250	576	8,016	-	-	-	保
		66 横 浜 南	横浜市金沢区並木 3 丁目 2 番 9 号	南区、磯子区、金沢区、港南区	82.6	353	775	9,393	-	-	-	南
		67 神 奈 川	横浜市港北区大豆戸町528番 5	神奈川区、港北区	55.1	289	590	10,708	-	-	-	神
		68 戸 塚	横浜市戸塚区吉田町2001番地	戸塚区、栄区、泉区	77.9	229	551	7,073	-	-	-	戸
		69 緑	横浜市青葉区市ケ尾町22番地 3 号	緑区、青葉区、都筑区	88.6	285	702	7,928	-	-	-	緑
		70 川 崎 南	川崎市川崎区榎町 3 番18号	川崎区、幸区	49.5	195	396	7,996	1	-	-	南
		71 川 崎 北	川崎市高津区久本 2 丁目 4 番 3 号	中原区、高津区、宮前区	49.7	337	715	14,391	-	-	-	北
		72 川 崎 西	川崎市麻生区上麻生 1 丁目 3 番14号 川崎西合同庁舎	多摩区、麻生区	43.8	186	394	9,002	-	-	-	西
	73 横 須 賀	横須賀市新港町 1 番地 8 横須賀地方合同庁舎	横須賀市、三浦市	132.9	184	444	3,341	2	-	-	横	
	74 平 塚	平塚市浅間町 9 番 1 号 平塚市役所・平塚税務署	平塚市、秦野市、伊勢原市、中郡	253.4	249	586	2,313	3	2	-	平	
	山梨県	75 鎌 倉	鎌倉市佐助 1 丁目 9 番30号	鎌倉市、逗子市、三浦郡	74.0	111	261	3,533	2	1	-	鎌
		76 藤 沢	藤沢市朝日町 1 番地の11	藤沢市、茅ヶ崎市、高座郡	118.6	305	718	6,056	2	1	-	藤
		77 小 田 原	小田原市荻窪440番地	小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡	635.1	142	343	540	2	8	-	小
		78 相 模 原	相模原市中央区富士見 6 丁目 4 番14号	相模原市	328.9	320	723	2,197	1	-	-	相
79 厚 木		厚木市水引 1 丁目10番 7 号	厚木市、愛甲郡	199.4	116	269	1,349	1	1	1	厚	
80 大 和		大和市中央 5 丁目14番22号	大和市、海老名市、座間市、綾瀬市	93.4	252	581	6,216	4	-	-	大	
神 奈 川 県 計			2,416.2	4,071	9,163	3,792	19	13	1	計		
山梨県		81 甲 府	甲府市丸の内 1 丁目 1 番18号 甲府合同庁舎	甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、北杜市、中央市、中巨摩郡	1,335.5	194	462	346	6	1	-	甲
	82 山 梨	山梨市上神内川738番地	山梨市、笛吹市、甲州市	755.8	51	134	177	3	-	-	山	
	83 大 月	大月市御太刀 2 丁目 8 番10号 大月地方合同庁舎	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、南都留郡、北都留郡	1,309.3	70	177	135	4	2	6	大	
	84 鰍 沢	南巨摩郡富士川町鰍沢1502番の 1	西八代郡、南巨摩郡	1,060.0	20	50	48	-	5	-	鰍	
	山 梨 県 計			4,465.3	336	823	184	13	8	6	計	
全 管 計				14,233.0	14,017	29,998	2,108	95	42	16	計	

(注) 1 「税務署名」及び「所在地」は、平成30年7月1日現在である。
2 「世帯数」及び「人口」は、各都県の推計による計数である。
3 「面積」、「世帯数」、「人口」及び「人口密度」の芝税務署管内の()書の計数は、島部(伊豆七島、小笠原諸島)を除いた計数である。
4 「市町村数」のうち、同一市を2署以上で管轄している場合には、当該市は主たる地域を管轄する署に含めている。